

「豚群におけるサルモネラの 予防及び管理」の新規章案 について

(OIEコードにおける当該章の位置)

第I巻 総則

第6部 獣医公衆衛生

第6.X章 豚群におけるサルモネラの予防
および管理

1

構成 (1)

第1条 前文

第2条 目的及び適用範囲

第3条 サルモネラのサーベイランス

第4条 定義

第5条 予防及び管理

第6条 バイオセキュリティ措置

第7条 施設設計

2

構成（2）

第8条 飼料

第9条 水

第10条 飼料組成

第11条 豚の動線管理

第12条 新規豚の導入管理

第13条 ストレス削減

第14条 豚の治療

3

構成（3）

第15条 輸送

第16条 収容所

第17条 低感染地域での予防及び管理

第18条 野外における豚の生産

第19条 生きている動物の市場

4

前文

- 世界で最も一般的な食物媒介性細菌疾患
- ふつう無症状であり、感染期間はさまざま
- 不顕性感染豚は、公衆衛生上のリスク
- 血清型及び感染率は、農場、地域及び国で大きく異なるため、サルモネラ削減計画では、これを考慮することが重要

5

目的及び適用範囲

本章は、営利的繁殖及び生産を目的として飼育される家畜豚の農場からと畜までのサルモネラの予防及び管理に関する勧告を規定する。

6

バイオセキュリティ措置

1. バイオセキュリティプランの作成・施行
2. 職員の訓練
3. 記録の保持
4. 獣医学的監視
5. 植物及び瓦礫の排除
6. 野鳥の侵入防止
7. 清掃及び消毒
8. 害獣・害虫管理
9. 出入り管理
10. 職員及び訪問者のバイオセキュリティ措置
11. 輸送機関・器具の清掃及び消毒
12. 廃棄物の保管・廃棄

7

飼料

サルモネラに汚染した飼料及び飼料成分が、豚の重要な感染源であることが知られている。したがって、飼料及び飼料成分は、適正製造規範に従い、HACCPの原則及びOIE陸生コード第6.3章(飼料における動物衛生及び公衆衛生上重要な危害の管理)を考慮して、製造、取り扱い、保管、輸送及び流通されるものとする。

8

飼料中のサルモネラの効果的管理

1. 常時監視された供給源由来
2. 加熱処理飼料の使用又は静菌性若しくは殺菌性処理薬の使用
3. 冷却システム及び粉塵管理
4. 衛生的な保管及び輸送
5. 野鳥及びげっ歯類の接近防止
6. こぼれた飼料の清掃

9

飼料組成

1. 飼料は、きめ粗くひかれるものとする。
2. 小麦の割合を下げることによって、サルモネラの発生が低下する場合がある。
3. 粗くひかれた飼料は、パレット型の飼料に添加することができる。

10

新規豚の導入管理

1. 生産チェーンにそった良好なコミュニケーション
2. 新規遺伝物質の精液のみによる導入
3. 導入元を可能な限り少なくする。
4. 適切な期間の隔離飼育
5. 同じサルモネラ状況の群からの導入
6. 糞便飼料の採取

11

豚の治療

1. 臨床的感染の管理目的で抗菌剤を使用する場合には、OIE陸生コードの関連章に従い使用。不顕性感染の管理には、抗菌剤を使用しない。
2. 陸生マニュアルの関連章に従うワクチンの製造及び使用。生ワクチンが使用される場合には、野外株との鑑別が重要、と畜時に存在しないこと。
3. 有機酸、プロバイオティクス及びプレバイオティクスの有効性にはむらがある。

12